第3回検討部会の振り返り

【検討項目】

旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する答申(骨子)の内容について

- 1 観光振興のための新たな観光財源の必要性について
 - (1) 旭川市の観光についての現状と課題
 - (2) 旭川市の財政状況
- 2 観光振興のための観光財源の確保策について 財源確保に適した手法
- 3 観光振興のための観光財源の在り方について
 - (1) 観光財源の使途
 - (2) 制度の概要

【総括】

- 観光財源を宿泊税により確保するのであれば、導入することで旭川市や宿泊者、 宿泊事業者にとってどのような効果があるのか明示する必要がある。 また、使途については、受益者負担の観点からも旭川市に宿泊してもらうために 受入環境の整備に取り組むなど、納税者である宿泊者への還元につながる施策に 充てるべき。
- 制度の設計や運用,財源の使途などについて,宿泊事業者をはじめ,観光関連 事業者の意見を聞く場を設けるなど,公平な制度づくりになるよう取り組むべき。
- 制度概要案のうち, 課税を行う期間(見直しの時期)については答申の際に 最後の項目とするほか,税率については一人一泊200円の定額制を基本とした 上で,北海道や道内市町村の制度内容や国際情勢,経済状況などを勘案しながら 検討するべき。